

立正大学社会福祉学会会則

(名 称)

第1条 本会は、立正大学社会福祉学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、立正大学社会福祉学部内におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員の協力をもって社会福祉・教育福祉に関する研究を推進すること、及び学生の教育に資することを目的とし、また親睦交流を図るものとする。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関誌の発行
- (2) 研究会・講習会などの開催
- (3) 学会賞の設定
- (4) その他、評議員会が適当と認めた事項

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员
 - ① 立正大学大学院社会福祉学研究科の修了者、立正大学社会福祉学部、ならびに立正大学短期大学部社会福祉科、幼児教育科および立正大学保育専門学校の卒業生で、入会を希望する者。
 - ② 社会福祉学部以外の立正大学の卒業生または在大学生で、入会を希望する者。
 - ③ 立正大学社会福祉学部の専任教員。
 - ④ その他、入会を希望する者。
- (2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同して入会を希望する者。
- (3) 団体会員
本会の趣旨に賛同して入会を希望する団体。
- (4) 名誉会員
本会は、学会の発展に貢献してきた会員について評議員会の議を経て名誉会員とすることができる。但し、会費についてはこれを免除する。
- (5) 学生会員
立正大学社会福祉学部の在大学生、社会福祉学研究科大学院生及び研究生を学生会員とする。

(入退会の手続)

第6条 会員の入会および退会については、評議員会の議を経て決める。但し、会費未納のまま、3会計年度を経過した場合は、会員の資格を失うものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会の定めた会費を納入する。但し、学生会員については、会費を徴収しない。

(会員の権利)

第8条 会員は、学会大会に参加することができ、機関誌「立正社会福祉研究」に投稿することができる。また、研究会、講演会などにも参加することができる。
2 学生会員の総会における議決権はないが、発言権はあるものとする。

(機 関)

第9条 本会の事業を遂行するため次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表して会務を統括し、評議員会を招集して議長を務める。
- (2) 副 会 長 1 名 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評 議 員 若干名 評議員会を構成し、会長の諮問に応じ、本会

運営に必要な審議を行う。

(4) 常任委員長 1 名 評議員より互選され、常任委員会を招集して議長を務め、会務の執行を行う。

(5) 常 任 委 員 4 名 評議員より互選され、常任委員会を構成し、各種委員会（総務委員会・編集委員会・広報委員会・大会準備委員会）の長として会務の執行を行う。

(6) 委 員 若干名 常任委員長の委嘱を受け、各種委員会の委員として、会務の執行を補助する。

(7) 会 計 監 事 2 名

- 2 役員は、総会において会員中より選出する。
- 3 会長の選出は、総会において投票により行う。
- 4 役員の任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。
- 5 役員中、特別の事情等で職務の遂行ができなくなった場合には、その後の最初の総会において後任者を選出しなければならない。その場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。
- 6 役員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行う。
- 7 役員の総会における選出方法については、評議員会で定める。
- 8 会務の執行にかかわる事務は、本会事務所に委嘱する。

(総 会)

- 第10条 総会は、少なくとも年1回これを開催する。
- 2 総会の開催方法は、対面方式あるいはオンライン方式とする。
 - 3 会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開く。
 - 4 総会の決議は、出席会員の過半数による。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、事業収入、学部教育充実費、寄附金をもってこれにあてる。

(会計年度・会計監査)

- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 会計監事は、毎年、本会の会計を監査して、これを総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会則の改正等)

第13条 本会会則の改正等は、総会出席者の2分の1以上の賛同の議決による。

附 則

- 1 本会々則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 本会々則は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 本会々則は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 本会々則は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 本会々則は、令和4年5月25日から施行する。

細 則

- 1 本会の会費は年額3,000円とする。但し、賛助会員、団体会員の会費は年額5,000円とする。